



1 佐世保市上下水道ビジョン後期基本計画の策定について

平成25年度～平成29年度の佐世保市の水道事業・下水道事業のマスタープランである『佐世保市上下水道ビジョン後期基本計画』を策定しましたので計画の概要についてご紹介します

2 石木ダム再評価を実施しました

石木ダム再評価にかかる「学識経験者等第三者への意見聴取」のために佐世保市上下水道事業経営検討委員会において、平成25年1月22日より3回にわたって審議を行ないました。

3 北部浄水場（仮称）建設現場だより

今年6月から一部供用開始となる北部浄水場（仮称）の建設を急ピッチで進めています。

4 水道局からのお知らせとお願い

お問い合わせは

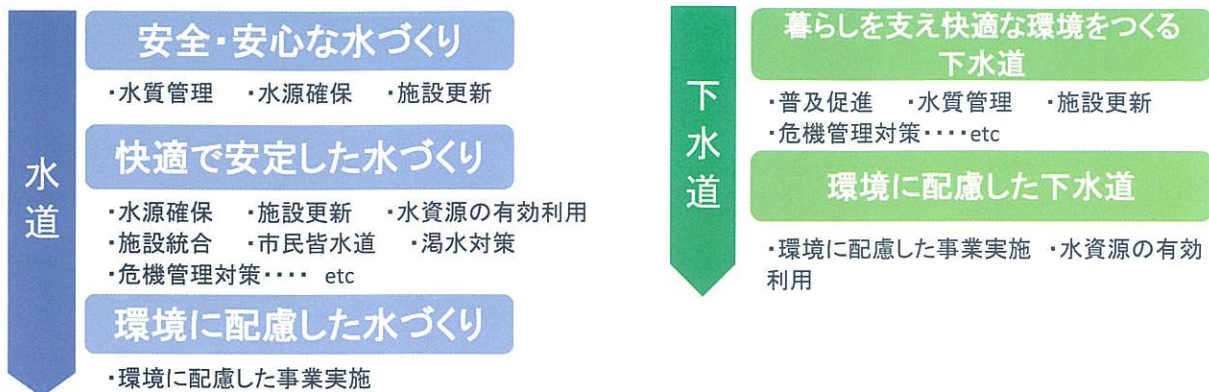
佐世保市水道局 ☎ 24-1151 (代表)

1 上下水道ビジョン後期基本計画について

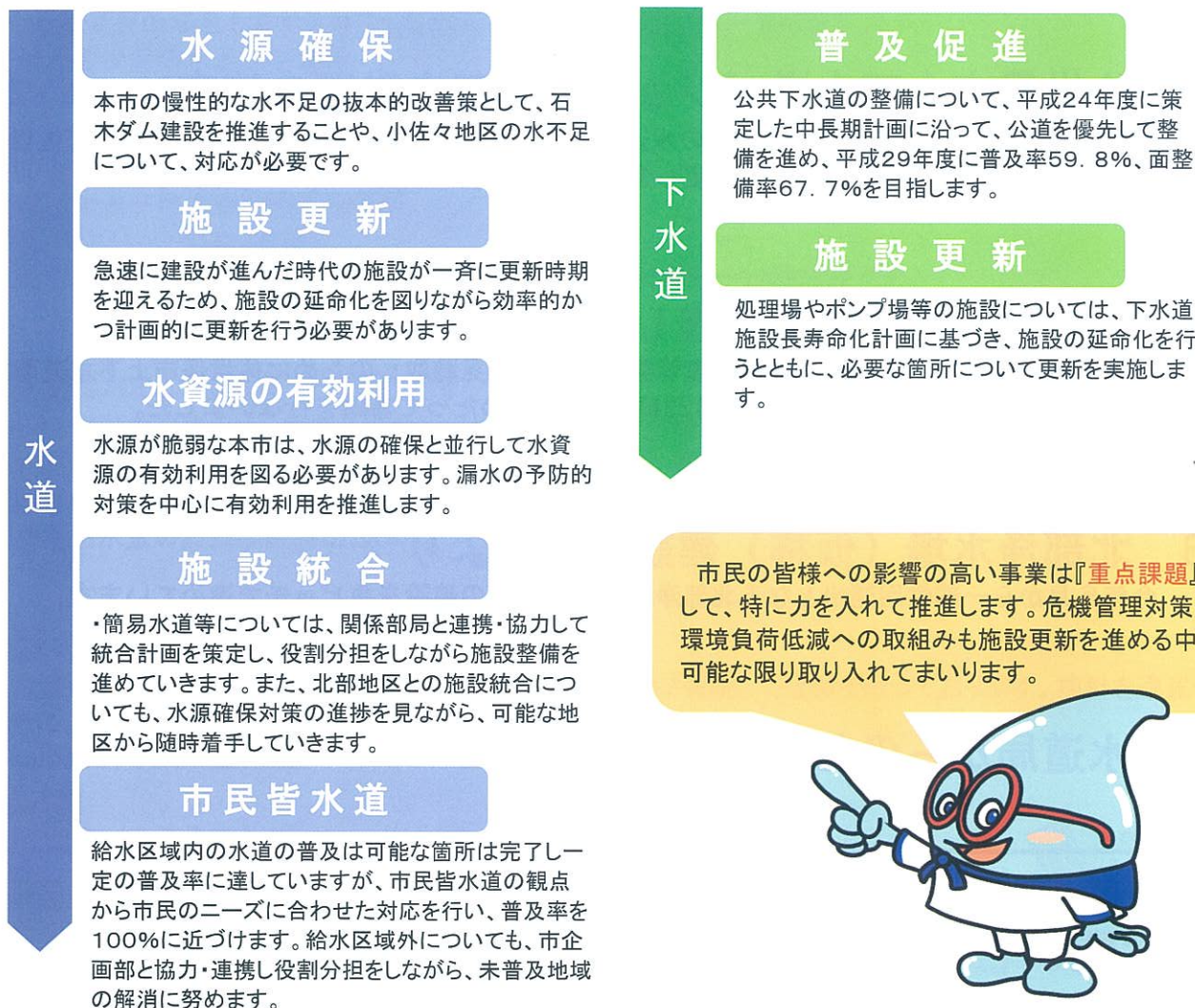
上下水道ビジョン後期基本計画の概要

佐世保市の水道事業および下水道事業のマスタープランである『佐世保市上下水道ビジョン』について、計画期間の前期5ヶ年を振り返って見直し、後期5ヶ年の計画を以下のように策定しました。

◆**施策体系**◆ 基本方針下の施策について、体系ならびに内容の見直しを図りました。



◆**重点課題**◆ 同時に多くの施策を展開してさらに推進することは、現在の経済情勢等から困難であるため、「**選択と集中**」の考え方にに基づき、優先すべき事業について強力に推進します。



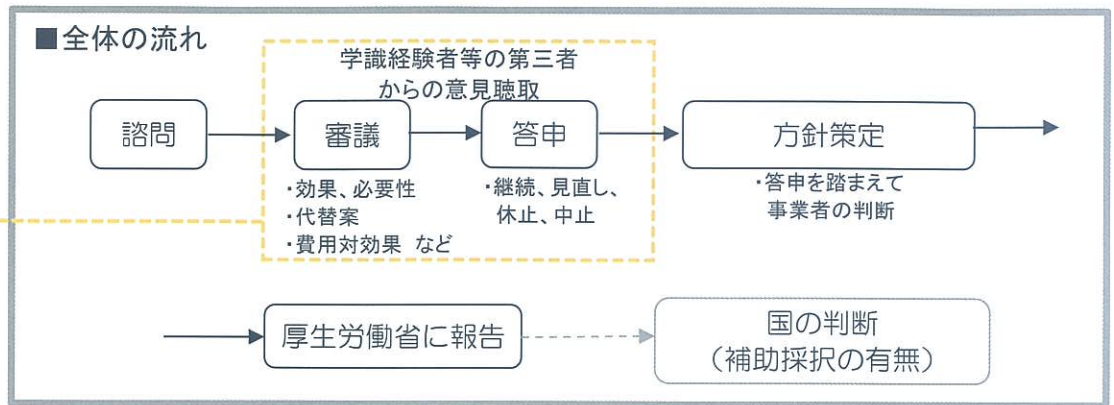
後期基本計画は4月中旬ごろ水道局ホームページで公開予定です

2 石木ダム再評価を実施しました

再評価とは？

再評価とは国庫補助事業において、補助の継続の要件となっており、原則5年経過ごとに実施することになっています。再評価にあたっては、学識経験者等の第三者から意見を聴取することとされており、また事業をめぐる社会情勢の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等を行ったうえで、事業の「継続」、「見直し」、「休止」、「中止」のいずれかの方針を示す必要があります。

この手続きは、国が定めた要領に基づき、以下の流れで実施することとなっています。



実施の方法

『学識経験者等の第三者意見聴取』については佐世保市水道局の常設の委員会である、「佐世保市上下水道事業経営検討委員会」に諮問しました。この委員会は平成20年11月より設置しており、佐世保市水道事業及び下水道事業の経営のあり方や施策策定に関して総合的にご審議を頂いているものです。

佐世保市上下水道事業経営検討委員会

(構成メンバー)

学識経験者、市民生活・経済・環境・その他の分野の団体の代表者、公募委員

審議経過

(日付)	(委員会)	(審議内容)
平成25年1月22日	第2回委員会(石木ダム再評価1回目)	・水需要予測について
平成25年2月21日	第3回委員会(石木ダム再評価2回目)	・代替案の検討及び費用対効果について
平成25年3月14日	第4回委員会(石木ダム再評価3回目)	・答申

結果

委員会より『事業を継続していくことが妥当』との答申がありました。

この答申を踏まえ、厚生労働省に対して当該事業の『継続』を報告しました。

Q. 再評価って今回が初めて？

A. 過去の再評価は、平成11年と平成16年～平成19年に実施しています。直近の平成19年再評価では、10月10日から11月13日の間で計3回の委員会を実施しました。

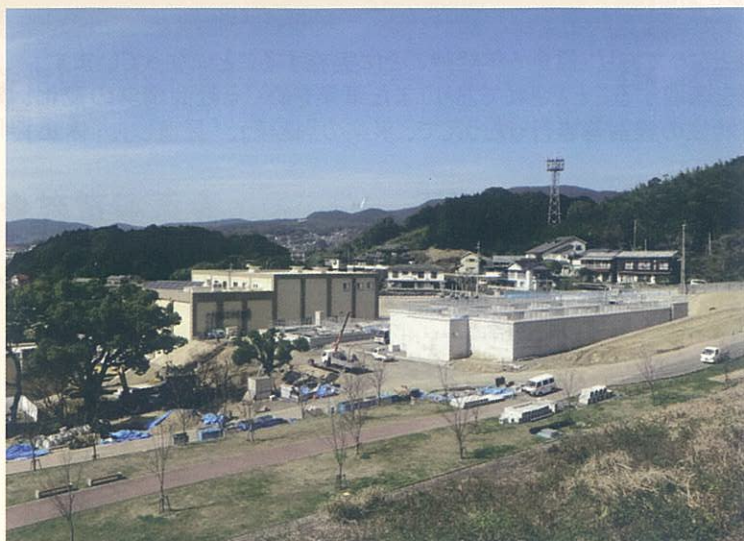
Q. 再評価の手続きで石木ダムの建設工事に着手できるの？

A. 再評価は石木ダムに対する事業補助の継続を判断するための手続きです。地元のご理解を得るために、事業認定の手続きに沿って、話し合いの促進を図ってまいります。※事業認定とは、事業認定庁が中立の立場から事業の必要性、公益性等を判断する手続きです。事業認定には住民参加の機会が設けられ、事業への理解が進み、話し合いの促進が期待できます。石木ダムに関しては、事業主体である長崎県と本市の連名で平成21年11月に申請をおこないました。

今後とも、石木ダムの建設促進について、市民の皆様のご理解ならびにご協力をお願い致します。



3 北部浄水場（仮称）建設現場だより



北部浄水場（仮称）の工事が、順調に進んでおり、平成26年6月に一部供用開始を予定しています。

北部浄水場は、施設能力の低下が進んでいる山の田浄水場と、比較的近い位置にある大野浄水場を統合更新し、より効率的な運用を目指すものです。

一部供用開始後は、平成27年3月まで大野浄水場と並行して運用し、平成27年4月からは、完全に一本化して、対象地域の皆様への給水を開始する予定です。

4 水道局からのお知らせとお願い

○引越したときは水道局へ届出を

お引越などにより、水道及び下水道使用の開始や中止をされる場合は3日前までに届出をお願いします。また、名義変更の場合も必ずお届けください。（届出はお電話で受け付けます。）

- ◆受付／佐世保市水道局営業課
- ◆電話／(0956)25-9662 (直通)

ただし、宇久地区については、下記営業所へ届出をお願いします。

- ◆受付／佐世保市水道局宇久営業所
- ◆電話／(0959)57-3145 (直通)

※上記窓口の営業時間は月曜～金曜（祝日等を除く）の8時30分～17時15分です。

○お支払いは口座振替が便利です

お客様の預貯金口座から、料金を自動的にお支払いいただく便利な方法です。口座振替のご利用手続きは、金融機関ならびに水道局にて、取り扱っています。通帳と届出印、お客さま番号がわかるもの（※）を持参しお申し込みください。（※「ご使用水量のお知らせ」や水道料金の「領収書」等）

○検針のご協力のお願い

各ご家庭の水道メーターは、2ヶ月に1回、メーターの検針員が巡回して検針を行っております。検針を適正に行えるように、次の点でみなさまのご協力をお願いします。

（検針時やお知らせ票を投函する際には、お客様の宅内に立ち入らせていただくことがあります。）



★メーターボックスの上には、物をおかないで

メーターボックス内はいつもきれいに★



★増改築等でメーターボックスが床下や屋内になるときは移動してください

犬は出入口やメーターボックスから離してつないでください★

